

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 6 月 16 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(役員等情報データベースへの照合等) 第 15 条の 2 協会員は、<u>当該協会員の顧客（法人を除く。以下この条において同じ。）に金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行い得る顧客が存する場合、本協会に対し、役員等情報データベース（次項の規定に基づき本協会が協会員に対し提供する上場会社等の役員等の情報が記録されたデータベースをいう。以下同じ。）の提供の申請を行わなければならない。</u> 2 本協会は、前項の規定により申請を行った協会員に対し、毎年 4 回、役員等情報データベースを提供するものとする。 3 前項の規定により本協会から役員等情報データベースの提供を受けた協会員は、<u>第 1 項の売買等を行い得る顧客について、顧客カードに記載されている当該顧客の氏名及び生年月日を、年 1 回以上、当該役員等情報データベースと照合しなければならない。</u> 4 前項の規定にかかわらず、協会員が、役員等情報データベースに記録された情報に比して情報の量及び信頼性が同程度である情報が記録されたデータベース（以下「代替データベース」という。）を保有している場合は、当該協会員は、役員等情報データベースに代えて、代替データベースと照合することができる。<u>この場合において、協会員は、代替データベースに記録された情報の量及び信頼性が同程度であると判断した理由を記録し、保存するものとする。</u> 5 協会員は、第 3 項又は前項に規定する照合の結果を踏まえ、<u>顧客が上場会社等の役員等に該当するか否かにつき確認し、遅滞なく、前条に規定する内部者登録カードを整備しなければならない。</u> 6 協会員は、第 2 項の規定により本協会から提供を受けた役員等情報データベースを前条に規定する内部者登録カードの	(J-IRISS への照合等) 第 15 条の 2 協会員は、<u>金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を行う顧客（法人を除く。以下この条において同じ。）について顧客カードに記載されている顧客の氏名、生年月日及び住所について、年 1 回以上、J-IRISS（本協会の照合システムをいう。）に照合しなければならない。</u> (新 設) (新 設) (新 設) 2 協会員は、前項に規定する照合の結果を踏まえ、上場会社等の役員等に該当するか否かにつき確認し、遅滞なく、前条に規定する内部者登録カードを整備しなければならない。 3 協会員は、第 1 項に規定する照合の結果、<u>J-IRISS から情報の提供を受けた場合には、前条に規定する内部者登録カード</u>

新	旧
整備等以外の目的で使用してはならない。 付 則 1 この改正は、令和8年5月25日から施行する。 2 この改正後の第15条の2第1項の規定による申請を行おうとする協会員は、この改正の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、本協会が別に定めるところにより、その申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、施行日において当該規定により行われたものとみなす。	の整備等以外の目的で<u>当該情報</u>を使用してはならない。